



西設相制第1号
平成25年4月2日

総務大臣
新藤 義孝 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゅうおうくばんばちよう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

名称及び代表者の氏名

にしにっぽんでんしんでんわかぶしがいしゃ

西日本電信電話株式会社

むらお かずとし

代表取締役社長 村尾和俊

登録の年月日及び番号

平成16年4月1日 第234号

接続約款変更認可申請書の補正について

平成25年1月22日付け西設相制第92号をもって提出しました接続約款変更認可申請書を下記のとおり補正しますので、よろしく取り計らい願います。

記

補正事項

別紙のとおりであります。

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

別紙 西設相制第92号（平成25年1月22日）の補正内容

旧					新				
料金表					料金表				
第1表 接続料金					第1表 接続料金				
第1 網使用料					第1 網使用料				
2 料金額					2 料金額				
2-10 公衆電話機能					2-10 公衆電話機能				
2-10-1 基本料					2-10-1 基本料				
区 分		単位	料金額	備 考	区 分		単位	料金額	備 考
(1) 公衆電話 発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機 等により、通信の発信を行う機能	1秒ご とに	1.0997 円	_____	(1) 公衆電話 発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機 等により、通信の発信を行う機能	1秒ご とに	1.0983 円	_____
(2) (略)	(略)	(略)	(略)	_____	(2) (略)	(略)	(略)	(略)	_____
附 則					附 則				
(実施時期)					(実施時期)				
1 1 この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。ただし、この改正規定のうち、第3条（用語の定義）第98-3 欄、第5条（標準的な接続箇所）、料金表（第75条（工事費及び手続費等の遡及適用）に規定する工事費、手続費及び負担額（第4表（光信号引込等設備に係る負担額）第2（光信号引込等設備の撤去に係る負担額）第1号に規定する光信号引込等設備の未償却残高の算定にあたっては、改正後の第1表（接続料金）第2（網改造料）2（料金額）2-3（年額料金の算定に係る比率）に規定する貸倒率によることとします。）を除きます。）、技術的条件集、附則第18条及び附則（平成23年3月31日西相制第144号）に係るものについては、平成25年4月1日から適用します。					1 この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施し、平成25年4月1日に遡及して適用します。				
2~3 (略)					2~3 (略)				